

宮川上流漁業協同組合

三重内共第16号 第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、宮川上流漁業協同組合が、免許を受けた三重内共第16号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（鮎・あめご・うなぎ・にじます・鯉・おいかわ及びふなを言う。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関する必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 この漁場の区域内で遊漁しようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、1日の遊漁の場合は口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の保護若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の(1)欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ(2)欄に掲げる漁具、漁法で(3)欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

(1) 魚 種	(2) 漁 具、漁 法	(3) 規 模
鮎	竿釣 (友釣) ヒッカケ	模擬おとりの使用は不可
あめご	竿釣 (餌釣)	
うなぎ	〃 〃	
にじます	〃 〃	
鯉	〃 〃	
おいかわ	〃 〃	
ふな	〃 〃	

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
鮎	5月11日から11月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
あめご	3月1日から9月30日までの期間内で //
うなぎ	3月1日から12月31日までの期間内で //
にじます	// //
鯉	// //
おいかわ	// //
ふな	// //

2 前項の公表は、統組合の掲示場に掲示するものとする。

(禁止区域)

第5条 前項の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

禁 止 区 域	期 間
三瀬谷ダム軸上流150mの地点から 長逆調整池ダム軸下流150mの地点まで 大杉谷溪谷（別添地図の範囲）	1月1日より 12月31日まで

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
鮎	1 0 cm
あめご	1 2 cm
うなぎ	2 0 cm
にじます	1 0 cm
鯉	1 5 cm
おいかわ	1 0 cm
ふな	1 0 cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、次の場合に於いて、遊漁者が小学生のときは無料、又、中学校生徒のときは、年券に限り次に掲げる額の2分の1に相当する額とする。次項ただし書きに規定する方法により納入するときは、次に掲げる現場加算額を加算した額とする。

魚種	漁法	日券	年 券	現場加算額
鮎	竿釣(友釣)	解禁日より 3,100	11,000	3,000
		ヒッカケ解禁日より 2,100		
あめご	竿釣(餌釣)	解禁日より 1 カ月 1,600	4,400	1,500
		それ以後 1,000		
にじます・うなぎ	竿釣(餌釣)	1,000	4,400	1,000
ふな	竿釣(餌釣)	500	2,100	500
鯉・おいかわ	竿釣(餌釣)	300	2,100	500
全魚種共通	竿釣(餌釣)	—	14,600	

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、年券・全魚種共通券を除き、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することもできる。

- (1) 宮川上流漁業協同組合事務所 多気郡大台町滝谷 397-8
- (2) 理事会が承認する遊漁証販売店

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人（家族を含め）に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な支持を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は帽子を着用するものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

遊 漁 承 認 証

下記のとおり遊漁を承認します。

遊 漁 者	住 所		
	氏 名	年 令	才

承認期間

魚種

漁具・漁法

遊漁区域

遊漁料

発 行 者

宮川上流漁業協同組合

注意事項

1. 遊漁をする場合は必ず遊漁証の携帯又は腕章着用のこと
2. 遊漁証及び腕章は他人（家族を含め）に譲渡・貸与はできません。
3. 遊漁する場合相互に適切な距離を保つこと。
4. 遊漁規則に違反したときは、遊漁の中止をめいずることがあります。
この場合すでに納付した遊漁料は払い戻し致しません。
5. 入川に伴う事故については、一切その責任を負いません。

漁 場 監 視 員 証

下記の者は当組合の監視員であることを証明する。

氏 名	
住 所	
有効期間	年 月 日 まで

発 行 者 宮川上流漁業協同組合

注意事項

1. 遊漁規則の励行に関し漁業者に必要な指示を行うこと。
2. 監視には監視員証を携帯し腕章を着用すること。
3. この証明書は他人に貸与又は譲渡することができない。
4. この証明書の有効期間は上記のとおり。
5. この証明書は監視員の資格を失ったとき又は有効期間が経過したときは、直ちに組

合

に返納しなければならない。